## 1-5 事業所に附属する住宅又は寮で、 その場所に立地することが不可欠なもの

以下のすべての要件に該当するものを開発審査会に附議する。

- 1 建築物は、法第34条第1号から第14号までの規定及び令第36条第1項第3号イから同号ホまでの規定のいずれかに該当するものとして許可を受けた開発行為等に係る事業所並びに従前から当該市街化調整区域に在する事業所に附属するものであり、その敷地内又は隣接した土地に当該事業所が建築するものであること。
- 2 建築物の用途は、事業所に勤務する者のための住宅又は寮であること。
- 3 事業所が市街化調整区域以外の区域から相当の距離があり、かつ、勤務の状況等の事情により当該申請地 に立地することがやむを得ないと認められること。
- 4 敷地面積及び予定建築物の規模は、適切なものであること。
- 5 申請する土地が農用地を含まない、又は農用地を含まなくなることが確実であること。

(開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針I-7-1-(5)令和 2年 3月18日 第390回 (令和2年5月15日施行)

## 1-6 大規模既存集落(知事指定)内の公営住宅

以下のすべての要件に該当するものを開発審査会に附議する。

1 申請する土地が、大規模既存集落の区域内にある土地、当該区域の境界に接する土地又は当該区域と道路 を挟んで面する土地であること。なお、基準時以後に取得した土地も対象となる。

	「大規模既存集落」 ————————————————————————————————————
(昭和62年8月20日知事指定)	
□ 石巻市 蛇田地区	□ 七ヶ浜町 花淵浜・代ヶ崎浜地区
□ 名取市 高舘吉田地区	□ 大衡村 萱刈場、河原、座府、 <b>枛</b> 木、楳田地区
□ 名取市 愛島地区	□ 大衡村 大童、五反田、亀岡、野畑、四反田、京塚地区
□ 岩沼市 三軒茶屋地区	□ 大衡村 平林、塩浪、松本、要害、竹ノ内、竹ノ沢地区
□ 松島町 品井沼地区	□ 東松島市(旧矢本町) 北赤井地区
□ 七ヶ浜町 松ケ浜地区	□ 東松島市(旧鳴瀬町) 牛網・浜市地区
(平成28年11月15日知事指定)	
□ 大和町 鶴巣地区	

- 2 申請する目的が公営住宅の建設で、主として当該大規模既存集落内に居住する者の入居を想定したものであること。
- 3 周辺の土地利用に支障を及ぼさないこと。
- 4 申請する土地が農用地を含まない、又は農用地を含まなくなることが確実であること。

(開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針I-7-1-(7)-④ 平成19年 9月20日 第321回 平成28年 9月21日 第372回 (平成28年11月15日施行)